

令和7年度

足立区立

学童保育室入室申請案内

- ☆ 2025年度の学童保育室入室申請案内は各学童保育室にあります。
- ☆ Information leaflets on application for enrollment in After-School Childcare Center 2025 are available at each After-School Childcare Center
- ☆ 各学童保育室备有 2025年度学童保育室入室申請指南。
- ☆ 2025년도 학동보육실 입실신청 안내서는 각 학동보육실에 있습니다.



- * 入室を希望する保護者の方は、本案内の要領で申請をしてください。
- * 現在入室している児童も毎年度新たに申請が必要となります。
- * 必要書類を全てそろえて日にちに余裕をもって提出してください。
- * 期限内に必要な書類を提出できない場合や記載内容に不備がある場合は、審査の対象外となり入室は不承認となります。

目次

1	申請書の受付期限	2 ページ
2	学童保育室とは	3 ページ
3	申請から入室までの流れ※4月1日入室（一斉受付）の場合	4 ページ
4	利用できる方	5 ページ
5	提出書類	6～10 ページ
6	入室申請における注意事項	11 ページ
7	学校選択制を利用する場合	12 ページ
8	特別な配慮が必要な児童の受入れ	12 ページ
9	オンライン申請の受付	13 ページ
10	民設学童保育室への申請	14 ページ
11	入室承認について	15 ページ
12	入室待機となった場合	15 ページ
13	申請についてよくある質問 ～Q&A～	16・17 ページ
14	学童保育室保護者負担金	18 ページ
15	特別延長保育	19 ページ
	足立区立学童保育室入室承認基準指数一覧	20・21 ページ

(問 い 合 わ せ)

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

子ども家庭部 学童保育課 学童運営係 03-3880-5863

- 【お願い】 申請書の内容の確認等でお電話することがあります。上記の電話番号から着信があった場合は、お電話にいらたくようお願いします。
お電話に出られない場合は、お手数ですが折り返しのご連絡をお願いします。

1 申請書の受付期限

令和7年度の入室申請書を以下のとおり受付します。4月1日入室は、原則として一斉受付期間に提出された申請書を対象に入室する児童を決定します。

4月1日入室の追加受付は、一斉受付で入室する児童が決定した後に定員に空きがある学童保育室を対象とします。空きが無い学童保育室への申請は、「年度途中入室（5月以降入室）」で申請してください。

令和7年度入室申請受付期限一覧

令和7年4月1日入室（一斉受付）

受付期間 **令和6年11月5日（火）から令和6年12月2日（月）**

受付場所

（学童保育室） 午後1時30分から午後6時（日、祝日を除く）
（区役所 学童保育課） 午前8時30分から午後5時（土、日、祝日を除く）
（オンライン申請） 11月5日 午前0時から12月2日 午後11時59分

※ 上記の日程のほか令和6年11月24日（日）は、足立区役所1階区民ロビーで午前9時から午後4時まで申請を受け付けます。

令和7年4月1日入室（追加受付）～定員に空きがある学童保育室対象～

受付期間 **令和7年2月17日（月）から令和7年2月28日（金）**

- ※1 一斉受付で提出された申請書の審査をした結果、定員に空きがある学童保育室が第一希望の入室申請を対象に受け付けます。
- ※2 空きのある学童保育室は、2月14日（金）に区ホームページ上で公表します。
- ※3 空きが無い学童保育室への申請はできません。「年度途中入室（5月以降入室）」で申請してください。

受付場所

（学童保育室） 午後1時30分から午後6時（日、祝日を除く）
（区役所 学童保育課） 午前8時30分から午後5時（土、日、祝日を除く）
（オンライン申請） 2月17日 午前0時から2月28日 午後11時59分

年度途中入室（5月以降入室）*3月入室の承認は行いません

毎月、学童保育室の空き状況に応じて、翌月1日に入室する児童を決定します。原則として月の途中での入室承認は行いません。

受付期間 **令和7年3月17日（月）受付開始**

*入室承認月の前月10日まで（土・日曜日、祝日の場合は、その直前の開庁日まで）に学童保育課が受理した申請書を対象に審査します。

受付場所

（学童保育室） 午後1時30分から午後6時（日、祝日を除く）
（区役所 学童保育課） 午前8時30分から午後5時（土、日、祝日を除く）

- ※1 オンライン申請はできませんのでご注意ください。
- ※2 学童保育室に提出する場合は、学童保育課が申請書を受理するまでに時間を要するため、提出期限に余裕を持って提出してください。

2 学童保育室とは

学童保育室は、保護者が就労等により昼間家庭にいない等の理由で支援が必要なご家庭の児童に「放課後等の生活の場」を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

学童保育室では「放課後等に遊びを中心とした集団生活」を行います。学年の異なる児童や学童保育室の支援員との関わりの中で、児童の自主性や社会性及び基本的な生活習慣等の育成を支援します。

承認期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

- ① 保護者が保育ができない期間が上記期間より短い場合はその期間とします。
- ② 次年度も入室を希望する場合は、新たに申請手続きが必要です。

対象児童 区内に在住または在学する小学1年生から6年生

保育時間 授業終了後（学校休業日は午前8時30分）から午後6時まで

- ① 土曜日については、就労等の理由により保育が必要な場合に利用可能です。
- ② 長期休み（夏休み等）のみ学童保育室を利用することはできません。
- ③ 一部の学童保育室では、特別延長保育（有料・別料金）を実施しています。
※ 特別延長保育については、19ページをご覧ください。

休室日 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

利用時の注意点

1 学童保育室の利用について

- ① 塾、習い事等で学童保育室の利用予定が**週3日以上ない方はご利用できません**。
ただし、「放課後子ども教室」および「放課後デイサービス」利用のための欠席は、欠席扱いとはなりません。
- ② 学校が終わった後、塾や習い事に行ってから学童保育室に登室することはできません（放課後子ども教室を利用した後に、学童保育室に登室することは可能です）。
- ③ 求職中の方、自宅内での看護・介護の方、自宅内学習が中心となる就学の方はご利用できません。
- ④ 産休中もしくは入室後に産休に入る場合でもご利用できます。

2 育児休業を取得中または取得する場合

- ① 児童の入室中に保護者が育児休業期間に入った場合は、育児休業開始月の末日で退室となります。ただし、育児休業期間が短期で、開始日より2か月後の翌月1日までに職場復帰が確定できる場合は継続して利用できます。
（例）9月15日より育児休業開始の場合
→12月1日までに復帰であれば、継続して在籍できます。
- ② 4月1日時点で育児休業中の方は、原則として学童保育室をご利用できませんが、5月1日までに復職する場合は、4月1日から学童保育室をご利用できます。
- ③ 5月1日までに復職する予定で学童保育室の入室を承認された後、下のお子さんが保育園等に入園できず育児休業を延長した場合、令和7年6月1日までに復職する場合は、継続して利用できます（育児休業を延長される場合は、退室となります）。
- ④ 育児休業中で年度途中で申請される方は、復職する月の1日から利用できます。復職する月の前々月10日以降からの申請受付となりますのでご注意ください。
- ⑤ 育児休業が終了して復職した際には、「学童保育室復職証明書」または事業所等の発行した復職証明書（保護者名、復帰年月日が記載されているもの）を学童保育室に提出してください。提出が無い場合には入室承認を取り消しのうえ退室となります。
- ⑥ ご両親で育児休業を取得する場合の学童保育室の利用については、学童保育課にお問い合わせください。

3 就労などの状況が変更になった場合

- ① 速やかに変更届及び就労証明書等の添付書類の再提出をお願いします。審査時点と状況が異なる場合は、再審査となります。
- ② 再審査の結果が入室要件に満たない場合は、入室申請を辞退または退室となります。

3 申請から入室までの流れ ※4月1日入室（一斉受付）の場合

申請書配布	<p>10月21日(月)より足立区ホームページからダウンロードすることができます。また、各学童保育室・区役所南館3階学童保育課でも配布します。</p>
申請書提出	<p>1 申請書及び保護者の申請理由に応じた必要書類をすべてそろえて、以下のいずれかの方法で申請してください（郵送不可）。</p> <p>①第一希望の学童保育室へ保護者が直接提出 ②学童保育課窓口（足立区役所南館3階）へ保護者が直接提出 ③オンライン申請で提出（年度途中入室の申請は受付してません） 一斉受付期間に提出する入室申請は、オンライン申請が可能です（オンライン申請方法の詳細は13ページをご覧ください）。</p> <p>2 民設学童保育室を第一希望とする場合 民設学童保育室に直接提出してください。区への提出及びオンライン申請はできません。詳細は、14ページをご確認ください。</p> <p>3 必要書類がそろわない場合は、審査ができないため不承認となります。</p> <p>4 第一希望に入室できない場合があります。第二希望がある場合は、第二希望室の欄を記入してください。第二希望がない場合は、第二希望室の欄に「なし」と記入してください。空欄の場合は「希望なし」として取り扱います。</p> <p>5 児童の障がい欄が「有」の申請については、12ページをご確認ください。</p> <p>申請受付期間 令和6年11月5日(火) から令和6年12月2日(月) 提出期限厳守</p> <p>(学童保育室) 午後1時30分から午後6時（日、祝日を除く） (区役所 学童保育課) 午前8時30分から午後5時（土、日、祝日を除く） (オンライン申請) 11/5 午前0時から12/2 午後11時59分</p> <p>※ 上記の日程のほか、令和6年11月24日(日) に区役所1階区民ロビーにて午前9時から午後4時まで申請を受け付けます。</p> <p>※ 申請書は期限に余裕を持って提出してください。</p>
審査	<p>審査については15ページをご覧ください。</p> <p>※ 特別な配慮が必要な児童は、必要に応じて保護者同伴の面接を行います。</p>
結果通知	<p>令和7年2月14日(金) 発送予定</p> <p>※1 承認通知書に、入室説明会の開催日程のご案内を同封いたします。</p> <p>※2 入室承認期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。ただし、就労証明書、申立書等により、保護者が子どもの保育ができない期間が上記の入室承認期間より短い場合は、その期間とします。</p>
書類提出	<p>入室承認された方は、入室説明会の日までに以下の書類を承認された学童保育室にご提出ください。</p> <p>① 口座振替依頼書（くわしくは18ページをご覧ください） 保護者負担金は口座振替での納付をお願いします。</p> <p>② 家庭状況票 お子様をお預かりするための重要な書類です。ご提出いただけないと保育に支障が生じますので、必ずご提出をお願いします。</p>
入室説明会	<p>3月中に各学童保育室にて入室説明会を開催します。開催日時は、承認通知書のご案内を同封しますのでご確認ください。入室説明会では、学童保育の内容や入室に関しての準備物等の説明のほか、連絡帳や必要な書類等をお渡しします。</p>

4 利用できる方

学童保育室を利用できる方は、以下の1及び2の要件に該当する方となります。該当しない方は、**児童館特例利用（ランドセルで児童館）**の利用をご検討願います。

1 入室する児童が以下の①及び②に該当していること

- ① 区内に在住または在学する小学1年生から6年生の児童であること
- ② 学童保育室を週3日以上利用する児童であること

2 入室する児童の保護者が以下のいずれかに該当していること

ア 保護者の就労等によるもの（指数については、20ページを参照）

	申請理由	状況	最低要件
1	就 労	常に家事や手伝いを除く労働に従事している場合。	①から③の要件をすべて満たしていること ① 週3日以上の上の就労等をしていること ② 1日4時間以上の就労等をしていること ※ 通勤時間、残業時間は就労時間に含みません ③ 「基準指数」と「補正指数」を合計した最終指数が1点以上であること
2	就 学 (自宅外)	就労に必要となる資格や技術を取得するため、 自宅外で就学する場合。 ※自宅外とは、 学校が指定する教室等で授業や実習を受けること です。 ※ 社会通信教育は対象外 です。	
3	介護・看護 (自宅外)	長期にわたる疾病又は心身の障がいがある親族（保護者から2親等以内）がおり、 自宅外で介護・看護 にあたっている場合。 ※マンション等で同一の建物の別の部屋、あるいは建物が別でも同じ敷地内と認められる場合は、自宅内とみなします。	
4	病気・障がい	申請児童の保護者が病気または心身の障がいがある場合。	
5	両親不存在	申請児童の父および母が死亡、離別、行方不明、拘禁、その他の理由で常に家庭にいない場合。	

イ 特例によるもの

明らかにその児童の保護育成に欠けると教育委員会が認める場合。

* 児童館特例利用（ランドセルで児童館）のご案内

学校が終わった後、ランドセルを背負ったまま直接児童館に行くことができる事業で、区内52か所の児童館でおこなっています。

保護者の方が定期的な就労（外勤）、通学、入院又は定期的な通院などにより、学校の授業がある日の放課後の時間帯に留守になる日のみ利用することができます。

※ 学童保育のように児童をお預かりする事業ではありません。

※ 改修工事による休館のため、一部実施していない児童館があります。



児童館の一般利用も
「ランドセルで児童館」も
無料！

「放課後過ごし方ガイド」
二次元コード →



**児童館特例利用（ランドセルで児童館）も一般利用も
18：00まで開館！**

「ランドセルで児童館」は、学校からランドセルを背負ったまま直接児童館に行くことができる事業です（登録制）。
お子さんの児童館の入退時間の情報をメールで保護者にお知らせする「児童館入退室メール配信サービス（無料）」を利用できます。

5 提出書類

入室審査は、提出していただいた書類に基づいて行います。**必要な書類が提出されない場合や、記載内容に漏れや誤りがある場合は再提出が必要となります。指定期日までに提出が無い場合は、審査ができず入室が不承認となる、または入室審査において不利になる場合があります**のでご注意ください。

1 申請に必要な書類の一覧（①から④の書類を提出）

- ① 学童保育室入室申請書（申請児童一人につき1部提出）
- ② 家庭で保育できない事を証明する書類（父母1部ずつ提出）
※ きょうだいで入室を申請する場合は、**原本は1部のみ提出し、下のお子さんの申請に原本、その他のきょうだいの申請に写し（コピー）を添付して提出**してください。
- ③ その他添付書類（該当する方のみ提出）
- ④ 提出書類確認票（申請児童一人につき1部提出）

2 学童保育室入室申請書（申請児童一人につき1部提出）

入室申請する児童1人につき1部提出が必要です。きょうだいで入室申請する場合は、申請する児童ごとの提出となりますので、ご注意ください。

3 家庭で保育できない事を証明する書類（父母1部ずつ提出）

保護者の申請理由によって必要な提出書類が異なります。以下の記載を確認のうえ、必要な書類を提出してください。

(1) 就労で申請される方 ※入室希望日以降の勤務状況について審査します。

就労の状況	提出書類	注意事項
会社等に雇用されている方 ※就職が内定している方 ※育児休業から復帰予定の方	①就労証明書 ※証明日が3か月以内のもの	●就労証明書について ①就労証明書は必ず勤務先に作成を依頼すること。 ②就労内定の場合は、就労後に就労証明書の再提出が必要。 ③産前・産後休業中・育児休業中の場合は、取得期間と復職（予定）日を記入。
1 個人事業主および共に事業を行う配偶者 2 会社経営者およびその会社の業務を行う配偶者 ※業務委託の方で委託元から就労証明が受けられない方は個人事業主となります。	①就労証明書 ※証明日が3か月以内のもの ②事業を証明する書類	●就労証明書について 本人以外で実際に勤務を管理している方が記入し、やむをえない場合のみ自署とすること。 ●事業を証明する書類 就労証明書の前提となる事業の実施状況が確認できる書類を提出（詳細は7・8ページを参照）。
卒業後就労予定 ※令和7年3月まで就学しており、 卒業を前提に令和7年4月1日からの就職先が内定している が、申請時に就労証明書を提出できない方	①就労証明書 ※証明日が3か月以内のもの ②在学証明書 ③証明書類の提出期限延長理由書（区様式）	●就労証明書 ①令和7年2月28日までに提出。 ②証明書類の提出期限延長理由書をあわせて提出。 ●在学証明書 在学証明書は在学期間が確認できるものを提出。
起業準備 ※申請時点で事業実績は無いが、 令和7年4月1日までに事業を開始する 方	①就労証明書 ※証明日が3か月以内のもの ②起業を証明できるもの	●就労証明書 就労内容の予定を記入。 ●起業を証明できるもの 「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しまたは「法人設立届出書」の写し等を提出。 ※事業開始後に就労証明書及び事業を証明する書類を再提出。

ア 就労証明書提出に関する追加説明

★ 複数の就労先で勤務される方の追加書類

複数の就労先で勤務される方は、勤務先ごとの就労実績を確認しますので、勤務先が作成した就労証明書のほかに、**就労先ごとに同じ期間の「直近4週間の勤務実績表」を保護者が作成して提出**してください。

★ 雇用契約期間に定めがある方の就労証明書（一斉受付時のみ）

雇用契約期間が**令和7年4月1日より前に終了する方**は、以下の就労証明書を提出してください。

- ① 令和7年4月1日以降の就労内容の内定を証明する就労証明書を提出してください。
 - ② ①が提出できない場合は、申請時点の就労内容および雇用期間の更新があることを証明する就労証明書を提出してください。
- ※ ①、②とも雇用契約が更新されたら、速やかに就労証明書の再提出をお願いします。

イ 事業を証明する書類（個人事業主・会社経営者・事業を共に行う配偶者）

【ご確認ください！】

確定申告書・法人税申告書の写しの提出について

国税庁が令和7年1月から**申告書の控えに対する收受印の押印を行わないため、e-Tax から送信される「受信通知」が確認できる場合のみ証明として取り扱います。**

個人事業主、共に事業を行う配偶者の方

区分	事業を証明する書類
個人事業主の方	<p>1 事業の実施内容申出書（個人事業主用）※ 必ず提出 事業内容、就労場所、1週間の基本的な業務スケジュール等を記入して提出。</p> <p>2 事業の実施が確認できる書類（①か②のいずれかを提出）</p> <p>① 最新年分の確定申告書 第一表（控）の写しおよびe-Taxの受信通知 ※ e-Taxで提出していない場合は、「②」を提出。 ※ 不動産収入、広告収入等の不労所得のみの申告は「②」を提出。</p> <p>② 事業実態や取引状況が確認できる書類のコピー （具体的な書類は8ページをご確認ください） ※ 申請時点から3か月以内のものを提出。 ※ 複数種類または連続した複数月分を提出。 ※ 保護者の氏名および事業所名（事業所を構えていない場合は事業と関係性があると認められるもの）が確認できる書類を提出。</p>
個人事業主の配偶者で共に事業を行う方	<p>1 事業専従者の方</p> <p>① 最新年分の確定申告書 第二表（控）の写しおよびe-Taxの受信通知 ※ 事業主である配偶者がe-Taxで申告してる場合に限る。 ※ 「事業専従者に関する事項」欄に保護者の氏名が記載されているものを提出。</p> <p>2 上記の書類が提出できない方（①か②のいずれかを提出）</p> <p>① 事業実態や取引状況が確認できる書類のコピー （具体的な書類は8ページをご確認ください） ※ 申請時点から3か月以内のものを提出。 ※ 複数種類または連続した複数月分を提出。 ※ 事業所名（事業所を構えていない場合は事業と関係性があると認められるもの）および保護者の氏名が確認できる書類を提出。</p> <p>② 直近3カ月分の給与支払明細書、最新年分の源泉徴収票等の写し、または賃金台帳の写し。 ※ 事業主から保護者に給与が支払われたことが確認できるもの。</p>

会社経営者、その会社の業務を行う配偶者の方

区分	事業を証明する書類
会社経営者の方	<p>1 前年から事業を継続している方 会社名および保護者の氏名が確認できる①から③のいずれかを提出。</p> <p>① 最新事業年度分の法人税の申告書 別表一（控）の写しおよび e-Tax の受信通知 ※ e-Tax で申告書を提出していない場合は、「②」か「③」を提出。</p> <p>② 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書の写し（有料） ※ 発行日から6か月以内で保護者の氏名が確認できるものを提出。</p> <p>③ 最新年度の特例区民税・都民税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し</p> <p>2 営業開始直後で上記書類が提出できない方 会社名および保護者の氏名が確認できるもので①か②のいずれかを提出。</p> <p>① 法人設立届出書の写し</p> <p>② 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書の写し（有料） ※ 発行日から6か月以内で保護者名が確認できるものを提出。</p>
会社経営者の配偶者で会社の業務を行う方	<p>1 配偶者が経営する会社役員の方 会社名および保護者の氏名が確認できる①から③のいずれかを提出。</p> <p>① 最新事業年度分の法人税申告における役員報酬手当等および人件費の内訳書の写しならびに e-Tax の受信通知 ※ 会社を経営する配偶者が e-Tax で法人税申告書を提出している場合に限る。</p> <p>② 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書の写し（有料） ※ 発行日から6か月以内で保護者の氏名が確認できるものを提出。</p> <p>③ 最新年度の特例区民税・都民税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し</p> <p>2 会社役員ではない方・上記書類が提出できない方 会社名および保護者の氏名が確認できる①から③のいずれかを提出。</p> <p>① 事業実態や取引状況が確認できる書類のコピー（具体的な書類は8ページをご確認ください） ※ 申請時点から3か月以内のものを提出。 ※ 複数種類または連続した複数月分を提出。</p> <p>② 直近3カ月分の給与支払明細書の写しまたは最新年分の源泉徴収票等の写し</p> <p>③ 最新年度の特例区民税・都民税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し</p>

★ **事業実態や取引状況が確認できる書類の種類について**

事業実態や取引状況が確認できる書類として以下から提出できるものを選択してください。

書類の種類	注意事項
業務請負契約書、営業許可証等	有効期限内のものを提出
<input type="checkbox"/> 取引先からの発注書、作業依頼書、予約の受付表等 <input type="checkbox"/> 商品の納品書、業務実施報告書 <input type="checkbox"/> 取引先への代金請求書 <input type="checkbox"/> 事業実施に必要な材料等の仕入れ伝票 <input type="checkbox"/> 報酬や商品代金等の入金記録 <input type="checkbox"/> 売り上げ帳簿等の記録 <input type="checkbox"/> その他、上記書類に類する書類で、事業の実態や取引状況が確認できるもの	申請時点から直近3か月以内のものを提出

(2) 就労以外で申請される方

申請理由・保護者の状況		提出書類	注意事項
病気・障がい	保護者の病気	①申立書 ②診断書の写し	●診断書の写し ①作成日から6か月以内 ②診断書に病状、療養期間、 お子さんの養育が困難である旨の記載があるもの。
	保護者の障がい	①申立書 ②障がい手帳の写し	●障がい手帳の写し 愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し。 ・手帳の種類、等級、有効期限（期限がある場合）が確認できる部分の写しを提出してください。
自宅外での介護・看護	自宅外介護・看護（二親等内）	①申立書（両面） ②介護看護の状況がわかる書類	●申立書 申立書裏面に介護、看護の状況を記載する。 ●介護、看護の状況がわかる書類、①か②のいずれかを提出 ① 医師の診断書 ・作成日から6か月以内 ・ 介護、看護対象者の病状、介護、看護の指示等の記載があるもの。 ② 「介護保険被保険者証」または「障がい手帳等」の写しおよび「介護、看護の状況が確認できる記録等」の写し ・介護、看護の状況が確認できる記録等を必ず添付すること。 ・介護保険被保険者証の写しは、氏名および要介護状態区分、計画、施設サービス利用等が確認できる部分を添付すること。 介護、看護の状況が確認できる記録とは 「介護サービス計画書」「介護記録」「看護記録」等、介護、看護の状況がわかる書類を必ず添付してください。
	自宅外療育等付き添い（二親等内）	①申立書（両面） ②付き添い先の学校・療育機関等の証明書の写し	●申立書 申立書裏面に付き添いの状況を記載する。 ●付き添い先の学校・療育機関等の証明書の写し ・作成日から6か月以内 ・ 学校、療育機関内の付き添いが必要な旨と付き添い時間の記載があるもの
就学・就学予定（自宅外）	①申立書 ②在学証明書 ③時間割の写し	●在学証明書 ・在学期間が確認できるものを提出。 ・就学予定の場合は合格通知または入学を証明できる書類。 ●時間割の写し ・受講中（就学予定は受講予定）の時間割。	
両親不存在	①申立書	●申立書 「その他」欄の「両親不存在」をチェック（ <input checked="" type="checkbox"/> ）し、具体的な状況を記入する。	

◆ 学童保育室申請書類のダウンロードはこちら ◆

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/on-line/shinsesho/gakudou.html>

申請書ダウンロード
(足立区公式HP)



4 その他添付書類（該当する方のみ提出）

（1）申請書の児童の障がい欄を「有」で申請された場合

提出書類	説明
配慮・支援を要する状況申出書 ※ 必ず提出をお願いします	<p>お子さんを安全にお預かりするため、お子さんの日常生活の様子や配慮が必要な点について確認させていただきます。</p> <p>お子さんの健全育成を図ることを目的に、保育園や学校等の関係機関からお子さんに関する情報を得ることに同意をお願いします。</p>
「愛の手帳」「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の写し	手帳の写しを提出した場合、 手帳保持の補正として4点が加点されます（指数については21ページ）。
通所受給者証の写し	手帳を保持しておらず、受給者証の写しを提出した場合、 補正として2点が加点されます（指数については21ページ）。

（2）離婚調停中・協議中でひとり親世帯として申請する場合

未婚、死別、離婚（離婚調停中・協議中等を含む）により児童の父または母が児童と同じ住所に居住していない場合は、ひとり親世帯として審査します。

ただし、別居を前提として配偶者と離婚調停中（協議中）の方は、以下の書類を提出した場合は、ひとり親世帯で審査します。

① 離婚協議中の場合

行政書士または弁護士が作成した「離婚協議中の証明書」や「離婚協議書」等の写し

② 離婚調停中の場合

「離婚調停申立書」や「調停期日呼出状」等の離婚裁判に関する書類の写し

（3）転入予定の方・区外に住所を有する方

申請する時点で足立区に住民登録がない方は、現住所地の**住民票の写し（コピー可）**を提出してください。

【住民票の写し提出時の注意点】

- ① 3か月以内に発行された証明書を提出してください。
- ② 世帯と続柄が確認できるものを提出してください。
- ③ マイナンバー及び戸籍の記載内容の表示はしないでください。

5 提出書類確認票（申請児童一人につき1部提出）

申請書類の不足や記載の誤り等が無いかな確認票で保護者の方が確認のうえ、他の申請書類と一緒に提出してください。

入室申請される前に入室要件と提出書類の再確認をお願いします！

入室要件（5ページ）を満たさない場合は学童保育室に入室できません。また、提出した書類に漏れや誤りがある場合は、入室審査において不利となるほか、入室が不承認となります。

チェック！ 学童保育室の入室要件を満たしていますか？

チェック！ 入室申請書の記載に漏れや誤りはありますか？

チェック！ 「3 家庭で保育できない事を証明する書類（6～9ページ）」に、添付の誤りや漏れはありませんか？

チェック！ 「4 その他添付書類（10ページ）」の資料添付は必要ありませんか？

チェック！ 提出する資料に記載の誤りや漏れが無いか確認しましたか？

6 入室申請における注意事項

1 申請書の提出について

申請書と保護者の申請理由に応じた**必要書類を全てそろえて、必ず提出期限までに提出**してください。提出場所は、**第一希望の学童保育室または、区役所南館3階学童保育課窓口へ保護者が直接提出**してください。

- ① **郵送による提出は受け付けておりません**のでご注意ください。
- ② 4月1日入室（一斉受付・追加受付）期間は、**オンラインで申請が可能**です。

2 提出書類に不備がある場合 ※4月1日入室（一斉受付）期間に限る

保護者が提出済みの書類に誤りがあり、書類の再提出が必要となった場合は、以下のとおり再提出を受け付けます。不備書類の再提出期限を過ぎて訂正した場合は、**一斉受付の申請として取り扱いません**。

再提出期限 令和6年12月13日（金）必着

※ **原則オンライン申請（入室申請添付資料送信専用フォーム）での提出に限ります**。

3 申請後の希望室変更について【4月1日入室（一斉受付）期間】

各学童保育室にある「希望室変更届」を**令和7年1月31日（金）午後5時まで**に学童保育課窓口に出された場合は、変更後の学童保育室で審査します。

4 一斉受付期限後に申請する場合 ※詳細は2ページをご確認ください

4月1日入室については、一斉受付期間内の入室承認決定後の定員に空きがある学童保育室のみ、追加申請を受け付けます。待機児童がいる学童保育室については、「年度途中入室（5月以降入室）」で受け付けます。

5 入室申請書の提出後に退職等した場合

入室申請書を提出した後に退職等の理由により、保護者の状況が入室要件を満たさなくなった場合は、**申請が取り下げとなり、入室要件を満たしたうえで再申請**が必要となります。

6 申請の取り下げや入室を辞退する場合

入室申請書の取り下げや、学童保育室の入室を辞退される場合は、速やかに学童保育課にご連絡をお願いします。

7 申請内容に関する問い合わせ

申請内容について不明な点がある場合は、必要に応じて保護者や勤務先にご連絡させていただきます。

8 申請内容に虚偽があった場合

申請及び申し立て内容（就労状況、家庭状況、申立書など）について虚偽があった場合は、不承認となります。また、入室承認が取り消しとなる場合があります。

9 保護者負担金に未納がある場合

学童保育室保護者負担金の未納が無いかご確認いただき、未納がある場合は、速やかに納付をお願いします。未納がある場合は、基準指数が減点され入室が不承認となりますのでご注意ください。

10 通知書等の送付先

学童保育関係の各通知書の発送は、申請者の住民登録されている住所、氏名となります。また、原則として初めて入室する場合は、申請書保護者欄の上段に記載された保護者氏名で、前年度から継続して入室する場合は、前年度と同じ保護者氏名となります。

※ **ご家庭の特別な事情により発送先等が異なる場合は、申請時にご相談ください**。

申請書の内容の確認等でお電話することがあります。以下の電話番号からの着信があった場合は、お電話に出てくださいようお願いします。

お電話に出られない場合は、お手数ですが折り返しのご連絡をお願いします。

学童保育課学童運営係 03-3880-5863

7 学校選択制を利用する場合

1 希望校が抽選校にならなかった場合（希望校に入学することが決定した方）

1 1月の小学校選択の応募状況（最終集計表）で希望校が抽選校にならなかった場合は、**申請書の第一希望の学童保育室のまま審査します。**

2 希望校が抽選校になった場合

小学校選択の応募状況（最終集計表）で希望校が抽選校となった場合は、**1 2月の抽選結果がわかり次第、結果を学童保育課に電話でご連絡ください。**

① 抽選結果が当選の場合（希望校に入学することが決定した方）

申請書の第一希望の学童保育室のまま審査します。

② 抽選結果が補欠の場合

補欠からの繰り上がりで**就学先の小学校が決まった場合は、速やかに学童育課に電話連絡**してください。

※ **1月31日（金）**までに連絡をいただいた場合は、**2月14日（金）**に結果通知を発送する予定です。

※ **3月3日（月）午後5時まで**に連絡をいただいた場合は、**3月中旬以降**に結果通知を発送する予定です。

8 特別な配慮が必要な児童の受入れ

お子さんに発達の遅れ等の心配がある場合や心身に障がいがある場合は、お子さんを安全にお預かりするため、お子さんの様子や学童保育室の設備等を確認し受け入れを判断します。

1 特別な配慮が必要な児童とは

特別な配慮が必要な児童（発達支援児等）を「足立区学童保育室における発達支援児等育成に関する実施要綱」で、以下のように定めています。

- ① 「愛の手帳」「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを交付されている児童
- ② 特別支援学校、特別支援学級に通っている児童
- ③ 保護者の申し出による児童

2 受入が可能な児童（①及び②を満たしている児童）

- ① お子さんの心身の状況、学童保育室の設備等を勘案し通常保育が可能であること
- ② 保育を行う上で、医療行為を必要としないこと

3 お子さんの状況確認について

（1）配慮・支援を要する状況申出書の提出

お子さんの日常生活の様子や配慮が必要な点について「配慮・支援を要する状況申出書」で確認させていただきます。

（2）面接の実施について

「配慮・支援を要する状況申出書」を確認し、必要に応じて保護者同伴の面接を行います。面接をお願いする保護者の方には、面接日や時間について個別に電話でご連絡いたします。

（3）関係機関への確認に関する同意

お子さんの学童保育室での健全な育成を図ることを目的に、関係機関からお子さんの情報を得ることの同意書（情報に関する同意書）にご署名をお願いします。

4 審査等について

- ① 「足立区立学童保育室入室承認基準指数一覧」（20・21ページ）に基づいて指数をつけます。
- ② 学童保育室の定員や学童保育室の設備の状況により、他の学童保育室をご案内することや入室をお待ちいただく場合があります。
- ③ 受け入れにあたっては、必要に応じて心理士等をメンバーとした「発達支援児等審査会」を開催し、どのような配慮が必要かを確認します。

9 オンライン申請の受付

一斉受付期間（令和6年1月5日～12月2日まで）および追加受付期間（令和7年2月17日～2月28日）は、オンラインでも申請を受け付けます。（5月以降入室の申請は、第一希望の学童保育室または学童保育課に提出してください）。

【注意】第一希望に民設学童保育室を指定する場合は、オンライン申請はご利用できません。第一希望の民設学童保育室に申請書類を直接提出してください。

1 事前準備

- (1) まずは「申請案内（本紙）」をよくお読みいただき、学童保育室の利用条件、必要書類等についてご確認ください。
- (2) 申請に必要な書類をご用意ください。**申請理由ごとに必要な書類が異なります。**
※詳しくは6～10ページの「5 提出書類」をご確認ください。
- (3) 就労証明書等の添付書類は、オンライン申請フォームからアップロードしていただきますので、アップロードが可能なファイルをご用意ください。**スキャナーやデジタルカメラで撮影したファイルもご利用いただけますが、文字が読み取れるか必ずご確認ください。**

2 申請手続き

- (1) ページ下部のQRコードを読み取り、オンライン申請フォームへお進みください。
- (2) 申請フォーム上の案内文をよくお読みいただき、内容に同意いただけましたら「申請手続きに進む」を選択してください。
- (3) オンライン申請するためには、アカウント登録またはメールアドレス認証が必要です。
【オンライン申請用アカウントをお持ちの方】
メールアドレス、パスワードを入力し、ログインしてください。
【アカウントをお持ちでない方】
 - ① 新規アカウント登録をするか、ページ下部の「アカウント登録しないで続ける場合」を選択してください。
 - ② 「アカウント登録しないで続ける場合」を選択した方は、任意のメールアドレスを入力し、「ワンタイムパスワードを送信する」を選択します。
 - ③ ワンタイムパスワードの通知メールが届きましたら、ワンタイムパスワードを入力し、「次へ進む」を選択するとオンライン申請が可能になります。
- (4) 画面の指示に従い、お子さんやご家族の情報等を入力してください。用意いただいた添付書類のデータは、提出資料の添付画面からアップロードしてください。
- (5) すべての入力が終わったら申請内容を再確認し、間違いなければ申請データを送信してください。

3 申請内容の変更及び添付書類の再提出

- (1) 希望する学童保育室を変更したい等、申請内容を変更する場合は、学童保育課にご連絡ください。
- (2) アップロードされた添付書類が読み取れない等の不備がある場合は、**審査ができず入室が不承認となる、または入室審査において不利になる場合があります。**
- (3) 書類の再提出は、**令和6年12月13日（金）までにオンライン申請（入室申請添付資料送信専用フォーム）で再提出**をお願いします。
- (4) 再提出期限を過ぎて訂正した場合は、一斉受付の申請として取り扱いませんので、お早目の手続きをお願いします。

4 オンライン申請の注意点

- (1) 申請に必要な添付書類が全てそろってから申請してください。
- (2) **両面刷りの書類は裏面も忘れずに添付してください。**
- (3) 運転免許証やマイナンバーカード等の**本人確認資料は必要ありませんので添付しないでください。**

オンライン申請の入力フォームはこちら➡

<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/2407>



入室申請添付資料送信専用フォームはこちら➡

<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/2408>



10 民設学童保育室への申請

民設学童保育室は、入室審査や保育時間帯等の運営を区立学童保育室に準じて行う民設民営の学童保育室です。各学童保育室が工夫して特色ある行事や教室などの独自サービスも行っていきます。対象となる学童保育室については、別紙、学童保育室一覧「2 民設民営学童保育室一覧」をご確認ください。

1 申請書の提出について

区立学童保育室と民設学童保育室を組み合わせる申請することができます。入室申請書と必要書類を全てそろえて保護者が提出してください。

(1) 第一希望を区立学童保育室、第二希望を民設学童保育室にする場合

入室申請書・・・区立学童保育室の申請書のみ提出

第二希望欄に希望する民設学童保育室名を記入

提出先・・・「①第一希望の区立学童保育室」「②学童保育課窓口」「③オンライン申請」のいずれかの方法で提出

(2) 第一希望を民設学童保育室、第二希望を区立学童保育室にする場合

入室申請書・・・民設学童保育室と区立学童保育室の両方の申請書を提出

民設及び区立の申請書とも同様に第一希望欄に民設学童保育室名を記入し、第二希望欄に区立学童保育室名を記入してください。

提出先・・・第一希望の民設学童保育室に提出 ※オンライン申請では受付できません

(3) 第一希望、第二希望とも民設学童保育室にする場合

入室申請書・・・民設学童保育室の申請書を提出

第一希望欄、第二希望欄に希望する民設学童保育室名を記入してください。

提出先・・・第一希望の民設学童保育室に提出 ※オンライン申請では受付できません

2 入室審査・承認について

足立区の入室承認基準に基づいて民設学童保育室で入室審査を行います。民設学童保育室に入室が決まった場合は、承認通知や入室に関するご案内などを民設学童保育室がいたします。

※ 詳細は15ページ「11入室承認について」及び「12入室待機となった場合」をご確認ください。

3 第二希望学童保育室への申請書類等の送付

第二希望学童保育室での入室審査のため、提出された申請書類一式(写し)を第二希望欄に記載した学童保育室に送付いたします。あらかじめご承知おきください。

4 保護者負担金について(特別延長保育料を除く)

保護者負担金は、区立学童保育室と同じく児童一人あたり月額6,000円です。減額や減免の制度についても区立学童保育室と同じく適用されます。ただし、**特別延長保育については、各民設学童保育室で内容や金額が異なります。**特別延長保育の詳細は、各民設学童保育室にご確認ください。

5 問い合わせについて

● 申請書類の提出場所や保育サービスの内容等について

希望する民設学童保育室に直接お問い合わせください。

● 申請の方法について不明な場合

学童保育課学童運営係までお問い合わせください。

1 1 入室承認について

1 入室要件・提出書類の審査

入室の承認にあたっては、「4 利用できる方」の要件を満たしていることと「5 提出書類」で示す書類が正しく提出されている必要があります。

入室要件を満たしていない場合や提出書類に漏れ等の不備がある場合は、審査が進められないため、入室が不承認となります。

また、入室待機とはならないため、勤務条件等の変更や提出書類の不備等、不承認となった点を是正して改めて申請する必要があります。

2 入室児童の決定方法

入室要件および提出書類に問題が無い場合は、20・21ページの「足立区立学童保育室入室承認基準指数一覧」に基づいて審査し入室する児童を決定します。

基準指数の算定

両親ともに「1 基準指数」に基づき申請理由に応じた基準指数をつけ、両親どちらか低い方を基準指数として採用し審査を行います。

最終指数の算定

基準指数に「2 補正指数」に基づいて指数を加減して算出したものを最終指数とします。

小学1年生の優先承認

小学校1年生で基準指数10点以上の場合、優先して承認とします。

※ 保護者が学童保育室保護者負担金を滞納している場合は除外します。

小学2年生以上の承認

室の定員から優先承認とした1年生を除いた範囲内で、最終指数の高い児童から順に入室を承認します。

最終指数が同点の場合

最終指数が同点の方が複数いた場合は、21ページの「4 調整事項」に基づき承認します。

第二希望先での審査

第一希望の学童保育室が不承認となった方で、第二希望先を記入されている場合は、第二希望先の学童保育室でも同様に審査を行います。第二希望先で入室が承認された場合でも、お子さんの登室が可能かどうかをご検討のうえ第二希望先を記入してください。

1 2 入室待機となった場合

第一希望の学童保育室に入室できなかった場合は、入室待機となります。毎月10日時点における学童保育室の定員の空き人数に応じて、「1 1 入室承認について」に基づき承認します。

1 入室待機について

入室承認の状況に応じて以下のとおり学童保育室の入室が待機となります。

入室承認状況		入室待機状況
第一希望	第二希望	
不承認	承認または希望なし	第一希望の学童保育室で入室を待機
不承認	不承認	第一希望と第二希望の学童保育室で入室を待機

※ 入室を待機しない場合

学童保育室の入室を待機しない場合は、希望室変更または申請の取り下げについて、速やかに学童保育課にご連絡をお願いします。

2 承認連絡について

入室承認通知を毎月20日前後にご自宅に郵送します。お電話でのご連絡はいたしませんので、学童保育課からの郵送物にご注意ください。

3 承認日および利用開始について

入室承認日 翌月1日となります。原則として月の途中での入室承認は行いません。

利用開始日 入室承認日以降で学童保育室への入室関係書類の提出が終了した後から利用できます。

13 申請についてよくある質問 ～Q & A～

提出書類について

- Q 1. 保護者が単身赴任の場合、就労証明書は必要ですか？
A. 就労証明書の提出をお願いします。
- Q 2. 両親不存在の場合は、どのように記入したら良いですか？
A. 入室申請書の申請理由「5. 両親不存在」に○をしてください。また、学童保育申立書「その他」欄の「両親不存在」をチェック（☑）し、具体的な状況を記入してください。
- Q 3. 転入や転居の予定がある場合は？
A. 申請書の「転居・転入先住所」欄に新住所と転居・転入予定日を記入してください。足立区外から転入する方は、発行日から3か月以内の住民票の写し（コピー可）を添付してください。
- Q 4. 現在学生で翌年4月から就労予定ですが、就労証明書が提出できません。
A. 就労に必要な資格や技術を取得するために令和7年3月まで就学しており、卒業を前提として令和7年4月から**就職が内定している場合は**、提出期限の延長が必要な理由書を提出のうえ、**令和7年2月28日（金）まで**に就労証明書を学童保育課に提出してください。期限までに提出が無い場合は、書類不備のため不承認となりますのでご注意ください。
- Q 5. 就労しているが、現在病気等により療養中の場合は？
A. 以下のように就労証明書に記載してください。
① 令和7年4月1日までに職場復帰予定の場合
就労証明書の備考欄に「現在療養中」と記載し復職予定日を記入した就労証明書を提出してください。
② 令和7年4月1日までに職場復帰が困難な場合
申請理由は「3. 病気・障がい」で審査しますので、申立書及び診断書（**お子さんの養育が困難である旨の記載のあるもの**）を提出してください。職場復帰が決まりましたら、就労で再度審査を行いますので、就労証明書を学童保育室に提出してください。
- Q 6. 複数の仕事をしている場合、また、就労と就学等をしている場合の提出書類は？
A. 複数の仕事をしている場合は、勤務先が作成した就労証明書のほかに、**就労先ごとに同じ期間の「直近4週間の勤務実績表」を保護者が作成し提出**してください。
就労と就学をしている方は、それぞれ必要な書類を提出してください。
- Q 7. 育児のための短時間勤務取得制度を利用している場合の記入方法は？
A. 就労証明書の「No6 就労時間」には、労働契約上の正規の時間を記入し、「No12 育児のための短時間勤務制度利用有無」の欄に、短時間勤務時間と取得期間を記入してください。令和7年6月1日現在の勤務時間で審査します。短時間勤務制度取得の欄に記入がある場合は、制度を取得する前提での審査となります。制度取得の有無について事業者と就労者の双方で確認をしてください。

就労証明書の記入について

- Q 8. 「変則就労」とは、どのような勤務ですか？
A. 毎週決められた曜日および時間帯に働くのではなく、シフトやローテーション表などで働く日や時間帯が定められ、**不規則に変動する働き方**をさします。
- Q 9. 雇用契約等で就労日数や勤務時間が定められていない場合は？
A. 雇用契約で月または週の就労日数および時間に定めが無い場合は、**No6 就労時間（変則就労の場合）の欄に直近の月または週の勤務実績を証明**してください。
直近の勤務実績が著しく少ない場合は、**証明する月から3か月以内で最も標準的な勤務実績を証明**してください。
※ 直近4週間とは、証明する月から3か月以内の連続した4週間（28日間）です。
※ 勤務時間には残業時間を除き休憩時間を含めてください。有給休暇は勤務日と扱いますので実績に含めてください。

Q10.フレックスタイム制度を利用している場合は？

- A. 就業規則における1週間の所定労働時間および1日の標準労働時間を「No6 就労時間（固定就労の場合）」に記入します。
勤務時間帯については、1週間の標準的な勤務時間帯としコアタイムの設定がある場合は、その時間帯を含めて記入してください。

Q11.自宅と職場の両方で勤務している場合の就労場所は、自宅内と自宅外どちらですか？

- A. 4週あたりの勤務日数のうち在宅勤務が2分の1を超えている場合は、自宅内就労となります。
就労証明書の追加的記載項目欄③「就労場所」の「自宅内就労」をチェック（）してください。

審査について

Q12.きょうだいと同じ学童保育室に入れますか？

- A. 学童保育室の審査は補正指数が学年により異なっています。そのため、きょうだいの学年や申請状況により、同じ希望の学童保育室に承認されない場合があります。ご了承ください。

Q13.就労の基準指数はどのように決まるのか？

- A. 就労証明書で証明された就労日数や就労時間の内容で基準指数を決定します。

Q14.申請書類に不備があった場合は？

- A. 申請書類に不備があった場合は、審査ができませんので入室が不承認となります。入室を希望する場合は、改めて申請をしていただく必要があります。

Q15.定数以上に入室希望があった場合は？

- A. 定数の範囲内で、最終指数の高い児童から順に入室を承認します。最終指数が同点の場合は、「調整事項」に基づき承認します。詳細は、15ページの「11入室承認について」をご確認ください。

Q16.入室が待機となった場合、どのように承認されるのか？

- A. 入室待機となった方については、入室辞退や退室で定数に空きが出るまでの間、入室をお待ちいただくこととなります。毎月10日時点の学童保育室の空き状況に応じて、優先順位の高い方から順にご連絡をさせていただきます。
詳細は、15ページの「12入室待機となった場合」をご確認ください。

Q17.一斉受付期間を過ぎて申請したが4月1日から利用できますか？

- A. 期限内に申請した方の審査終了後に、定員に空きがある学童保育室を対象に追加受付を行います。空きが無い学童保育室への申請は、「年度途中入室（5月以降入室）」の申請となりますのでご了承ください。

その他

Q18.学童保育室を待機している間の子どもの居場所は？

- A. 区内52か所の児童館で実施している、児童館特例利用（ランドセルで児童館）のご利用をご検討願います。5ページにご案内を掲載していますのでご確認ください。
また、各小学校では「あだち放課後子ども教室」を行っています。詳しくは「放課後すごし方ガイド」をご覧ください。

Q19.学童保育室の見学がしたいのですが？

- A. 個別のご対応となります。日程や時間について事前に学童保育室に直接お問い合わせください。

Q20.育児休業が終了しましたが、提出する証明書はありますか？

- A. 事業所等の発行した復職証明書（保護者名、復帰年月日が記載されているもの）または「学童保育室復職証明書」を学童保育室へ提出してください。

Q21.小学校1、2年生が優先して学童保育室に入れる仕組みはありますか？

- A. 1、2年生に補正指数による加点及び1年生の優先承認を実施しております。なお、足立区では、学童保育室の必要性が高い小学校1、2年生の待機児数ゼロを目指しており、毎年度学童保育室整備計画の見直しを行っております。

1 4 学童保育室保護者負担金

1 金額

- ・児童1人につき月額6,000円です（1日でも在籍したら1か月分かかります）。
- ・きょうだいで2人以上入室がある場合は、一番下の児童以外は半額となります。申請の必要はありません。
- ・民設学童保育室の保護者負担金も同じ金額です（特別延長保育保護者負担金を除く）。

2 納付方法

- ・**口座振替でお支払いしていただきます**（ご事情があり口座振替ができない方は、学童保育課学童運営係にご相談ください）。
- ・きょうだいで承認の場合、それぞれの口座振替依頼書が必要です。
- ・承認通知書に同封する「足立区学童保育室保護者負担金口座振替（自動払込）依頼書」を記入して**金融機関で手続きしてください**。

金融機関から渡された2枚目の「区役所保管用」を以下のとおり提出してください。

- ※ **4月1日入室の方は、3月に開催する入室説明会の際に提出してください。**
- ※ **5月以降の途中入室の方は、承認通知書に同封する返信用封筒で学童保育課学童運営係に郵送してください。**
- ※ ゆうちょ銀行及び一部の金融機関では、金融機関経由で学童運営係に送付されず。その場合は提出不要です。
- ・**令和7年度も引き続き入室する児童で「足立区学童保育室保護者負担金口座振替依頼書」が同封されていない方**は、現在の引き落とし口座を継続します。

3 減額・免除の制度

下記に該当する場合は減額や免除の制度があります。減額や免除の適用を受けるためには、毎年度申請が必要です。

- ◎ 2/3 減額 ----- ・ 同一世帯の18歳以上の方全員が、令和7年度の住民税が非課税の場合
- ◎ 免除 ----- ・ 生活保護を受給（開始）している場合
・ 失業・事業の廃止等により著しく収入が減少（生活保護基準程度まで）し、生活が困難になった場合
・ 入室児童が病気、ケガ等で長期欠席（月の2/3以上）となった場合
※ 証明書が必要となります。申請の際は、学童保育課学童運営係に事前相談をお願いします。
- ◎ 免除または1/2減額 ---- ・ 火災、震災等で大きな被害が生じた場合

正当な理由なく保護者負担金を滞納されますと、裁判所への支払督促申立を行い、強制徴収(給与、預金等の差押え)の対象になる場合があります。

15 特別延長保育

特別延長保育は、午前8時から午後7時まで保育を行います（別料金）。

なお、民設学童保育室は時間帯、利用料金等が学童保育室ごとに異なりますので、直接、民設学童保育室にお問い合わせください。

1 実施する学童保育室

別紙、学童保育室一覧をご確認ください。

2 対象児童

特別延長保育を実施する学童保育室に承認された児童が対象となります。

3 利用できる方

下記の(ア)から(ウ)すべてに該当する方が利用できます。

(ア) 特別延長保育が必要な児童であること

(イ) 特別延長保育の終了時間までに保護者または保護者に準ずる方(祖父母等)が児童を学童保育室に迎えに来られること

(ウ) 学童保育室保護者負担金の滞納がないこと

4 特別延長保育時間

(早朝) 午前8時～午前8時30分(学校休業日のみ)

(夕方) 午後6時～午後7時

※保護者によるお迎えが必要です。

5 利用方法

利用は、4月からの1か月単位で最長1年間となります。

「特別延長保育申請書」(特別延長保育を行う学童保育室で配付)を利用開始月の前月20日までに学童保育室に提出してください。また、オンライン申請でも受付しております。

6 特別延長保育保護者負担金

児童一人につき月額3,000円です。

※ きょうだい減額の適用はありません。

※ 生活保護受給世帯であっても、減額制度のみで免除にはなりません。

※ 早朝(午前8時～午前8時30分)または夕方(午後6時～午後7時)どちらかみの利用の場合でも、1か月の料金がかかります。また、特別延長保育を承認された月は、1日も利用しなかった場合でも料金がかかります。

7 納付方法

口座振替でのお支払いをお願いします。「足立区学童保育室保護負担金口座振替」の手続きをされますと同時に引き落としされます。

足立区立学童保育室入室承認基準指数一覧

1 基準指数

就労などの類型		父母の状態		基準指数		
分類	申請理由					
1	就労 就学（自宅外） ※①と②の合計を基準指数とする ※就学（自宅外）は就労に必要な技術習得を目的とした自宅外での就学に限る	①	就労日数	1日あたりの就労時間		
			5日以上 (月20日以上)	7時間45分超	20	
				7時間を超えて7時間45分まで	19	
				6時間を超えて7時間まで	18	
				5時間を超えて6時間まで	17	
				4時間以上5時間まで	16	
			4日 (月16日～19日)	7時間45分超	17	
				7時間を超えて7時間45分まで	16	
				6時間を超えて7時間まで	15	
				5時間を超えて6時間まで	14	
			3日 (月12日～15日)	7時間45分超	14	
				7時間を超えて7時間45分まで	13	
		6時間を超えて7時間まで		12		
		5時間を超えて6時間まで		11		
		②	午後1時から午後6時の時間帯における1週間の就労合計時間	20時間超	8	
				18時間を超えて20時間まで	6	
				15時間を超えて18時間まで	4	
12時間以上15時間まで	2					
12時間未満	0					
2	両親不存在	入室申請児童の父および母が死亡、離別、行方不明、拘禁、その他の理由で常に家庭におらず。両親以外に養育されている場合。		28		
3	保護者の病気・心身の障がいなど	長期入院	常時入院または年間を通じて入退院を繰り返す必要がある。		28	
		自宅内療養	じょうじがしょう 常時臥床	日中も寝ている生活が主体であり、生活する上で介助が必要な状態。		28
			精神性の疾患			17
		一般療養	病気により年間を通じて安静が必要でかつ定期的な通院が必要な状態。		14	
			心身の障がい	愛の手帳1度 身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級		22
		愛の手帳2・3度 身体障害者手帳3級 精神障害者保健福祉手帳2・3級		17		
愛の手帳4度・身体障害者手帳4級		12				
4	介護・看護（自宅外）	日中に長期にわたる疾病又は心身の障がいがある親族（保護者から二親等以内）がおり、自宅外で介護・看護にあたっている場合。		28～10		

(1) 分類番号1における就労時間には、残業時間を除き休憩時間を含むものとする。

(2) 分類番号4の基準指数は、介護・看護を行った日数及び時間に対し、分類番号1と同様に算出する。

2 補正指数（基準指数に補正指数を加減して最終指数を算出する）

番号	条 件		加算減算 指数
補①	父母の状況	ひとり親世帯	未婚、死別、離婚（離婚調停中・協議中を含む）により児童の父または母が児童と同じ住所に居住していない場合。 保護者が勤務のため入室承認予定日から引き続き3カ月以上（入室承認の期間が3ヶ月に満たない場合はその期間）申請児童と異なる住所に居住する場合。
		単身赴任世帯	
		両親不存在	
補②	学年補正	1年生	+30
		2年生	+25
		3年生	+12
		4年生	+6
補③	住所	区外在住者（転入予定者を除く）	-10
補④	心身の障がいの有無 ※どちらの条件にも該当する場合は、補④1を適用する。	1 入室申請児童が愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者手帳のいずれかを交付されている場合。	+4
		2 入室申請児童が補④1に掲げる手帳を交付されておらず、障害児通所支援受給者証のみ交付されている場合。	+2
補⑤	保護者負担金の滞納	入室申請児童または同家庭の在室児童及び卒室児童に滞納がある世帯	-65

3 学年による承認順位

1	1年生の児童	基準指数が10以上を有する家庭の児童を承認とし、1年生の申請数が定員数を超える場合は、最終指数上位より定員数までを承認とする。ただし、以下に該当する場合は、適用しない。 ・補正指数⑤に該当する場合。
2	項番1に該当しない児童	項番1に該当しない1年生及び2年生から6年生について在籍可能数（定員から項番1で承認した1年生を減じた数）に達するまで、最終指数の上位から承認する。

4 調整事項（最終指数が同じ場合は、順番1から順に審査し承認者を決定する）

順番	項目	調整事項
1	学年	学年の低い方を優先する。
2	住所	区内在住者（区内転入予定者を含む）を優先する。
3	入室先学童保育室	第一希望先の学童保育室に入室する方を優先する。
4	就労場所	父母ともに就労場所が居宅外である方を優先する。 *ひとり親世帯の場合は申請している親のみを対象とする。
5	父母の基準指数合計	父母の基準指数を合計した値が高い方を優先する。 *ひとり親世帯の場合は、合計する相手の基準指数を28とみなす。
6	入室待機期間	入室を希望する学童保育室の待機期間が長い方を優先する。 *待機期間は待機児童名簿に登録された日から起算する。 *新年度一斉受付期間の申請は、同じ待機期間として扱う。
7	同世帯の未就学児の人数	同一世帯に就学前の子どもの人数が多い方を優先する。
8	同世帯の小学生以下の児童の人数	同一世帯に小学生以下の子どもの人数が多い方を優先する。
9	申請児童の自宅と父母の勤務地までの直線距離	申請児童の自宅と父母の勤務地を直線距離で測定し遠い方を優先する。 *父母の勤務地の近い方を審査の対象とする。 *日によって仕事の現場が変わる場合は、事務所を勤務地とみなす。 事務所がない場合は、自宅を勤務地とみなす。
10	学校から自宅までの距離	学校から申請児童の自宅までの距離が遠い方を優先する。
11	その他	くじ引き